

2022年度 日本動物行動学会 学会賞ならびに日高賞公募に関する公示

2022年 3月2日

日本動物行動学会 会長

日本動物行動学会賞は、現在の動物行動学分野における優れた研究を、研究実施者のキャリアを問わず表彰することにより、動物行動学の一層の活性化を図ることを目的に設けられました。賞の対象は、研究者個人の全業績ではなく、1つの内容と見なせる良くまとまった3編までの論文からなる業績が対象です。

対象区分は、(1) 動物の行動に関する新たな現象の発見、(2) 動物の行動に関する新たな理論の構築 あるいは既存の理論の発展、(3) 動物の行動を研究する新たな方法の開発あるいは既存の方法の改良、の3区分です。なお、区分(1)には、比較法(種間比較)でデータ解析をして結論を導いた業績も含まれます。

また、**日本動物行動学会日高賞**は、動物行動学の普及など社会との橋渡しにおける、優れた仕事を表彰するものです。日高賞は、本学会の初代会長でもある故日高敏隆氏が動物行動学の発展に果たした役割を記念して名付けられました。なお、日高賞についての細則(第2条2)は2020年11月に改訂されましたのでご注意ください。

両賞の過去の受賞者については、当学会のウェブサイトをご覧ください(<http://www.ethology.jp/prize.html>)。

つきましては、2022年度の日本動物行動学会賞ならびに日本動物行動学会日高賞の候補者推薦を以下のように受け付けます。日本動物行動学会員のみならず積極的に推薦を呼びかけるものです。日本動物行動学会賞の推薦は自薦・他薦のいずれでもかまいません。日本動物行動学会日高賞の推薦は他薦に限ります。

推薦締め切り 2022年5月13日(金)

受賞者決定 2022年8月中旬

授賞式 2022年11月23日 第41回大会にて

推薦に必要な書類は以下の通りです。

- (1) 推薦理由書(指定書式;学会ウェブサイトよりダウンロードしてください)
- (2) 被推薦者の履歴書(様式自由)
- (3) 受賞対象となる業績(3編以内)の別刷など業績内容を確認できるもの。なお、業績の中に連名のもが含まれるときは、応募についてあらかじめ共著者の了解を得てください。日高賞の対象は必ずしも有形のものとは限りませんが、書籍等の有形のもが対象に含まれる場合には各1部提出してください。
- (4) 被推薦者が推薦されることを承諾していることを示す書類(他薦の場合のみ)

推薦に必要な書類を、電子メールあるいは郵送で日本動物行動学会事務局(下記)までご提出ください。郵送の場合は当日消印有効とします。

推薦書類提出先: 〒466-8555 名古屋市昭和区御器所町 名古屋工業大学つくり領域
小田亮研究室気付 日本動物行動学会事務局
e-mail: office.of.jet(AT)gmail.com

<参考 日本動物行動学会学会賞細則 抜粋（応募関連項目のみ）>

第2条

1. 日本動物行動学会賞は、以下の各項目のいずれかにおける顕著な業績に対して、日本動物行動学会会員（以下、本学会員）に与える。業績は、選考の時点で原則として過去5年以内に学術誌などに公表されたものとする。
 - (1) 動物の行動に関する新たな現象の発見、(2) 動物の行動に関する新たな理論の構築 あるいは既存の理論の発展、(3) 動物の行動を研究する新たな方法の開発あるいは既存の方法の改良
2. 日本動物行動学会日高賞は、動物行動学の普及など社会との橋渡しにおける顕著な業績に対して、本学会員に与える。業績は、選考の時点で過去10年程度以内に学術誌や一般書、その他マス・メディアなどを通じて公表されたものなどを重視する。

第3条

1. 日本動物行動学会賞の受賞者は、第2条第1項の各項目について、原則として毎年1名以内とする。
2. 日本動物行動学会日高賞の受賞者は、原則として毎年1名以内とする。

第4条 学会賞ならびに日高賞の受賞候補者は、本学会員により推薦された者の中から、日本動物行動学会賞選考委員会（以下、選考委員会）が選考する。学会賞の推薦は自薦または他薦のいずれでもよい。日高賞の推薦は他薦に限る。推薦は定められた資料の提出をもってなされるものとし、推薦者は選考委員会の求めに応じて必要な資料を提出しなければならない。

第5条 選考委員会は5名の選考委員で構成される。選考委員は、本学会員より運営委員会が指名し、任期は2年とし、再任を妨げない。選考委員会の委員長は委員の互選により選出する。

第6条 選考委員会は、被推薦者の中から受賞候補者を定め、選考理由を付して運営委員会に報告する。受賞候補者がいない場合も理由を付して運営委員会に報告する。受賞候補者の決定は選考委員の合議によるが、十分に議論したにも関わらず選考委員の意見が分かれた際には、選考委員の過半数の賛成により受賞候補者を決定する。

第7条 選考委員が被推薦者となった場合、あるいは応募業績の共著者となっていることが明らかとなった場合、選考委員から外れるものとする。また、選考委員は、学会賞ならびに日高賞について推薦を行なうことができない。

第8条 受賞候補者は、運営委員会の承認により受賞者として決定される。

第9条 授賞式は、原則として本学会大会にて行われるものとする。